板橋区猫の譲渡に係る助成実施要綱

（令和４年８月１９日区長決定）

（目的）

第１条　この要綱は、猫に係る地域の環境問題を新しい飼い主への譲渡をもって解決し、より良い地域環境を目指すことを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）飼い主のいない猫

明確な飼い主がおらず、屋外にて自由に行動している猫

（２）登録ボランティア

飼い主のいない猫に係る問題を解決するため、板橋区登録猫ボランティア事業実施要綱（令和４年　月　日区長決定）に基づく登録を行った個人又は団体

（３）譲渡対象とする猫

飼い主のいない猫以外で、生活衛生課長が特別に認める猫

（去勢・不妊手術費等の一部助成）

第３条　区長は、登録ボランティアが飼い主のいない猫又は譲渡対象とする猫を保護し、譲渡するために去勢・不妊手術及びマイクロチップの装着を行う場合、登録ボランティアに対しその費用を予算の範囲内で助成する。

（助成の対象）

第４条　助成の対象となる手術は、次のいずれにも該当する場合とする。

（１）助成の申請者が登録ボランティア本人又は登録団体の代表者であること。

（２）去勢・不妊手術及びマイクロチップ装着の対象が板橋区内を中心に生活している飼い主のいない猫又は譲渡対象とする猫であること。

（助成金額）

第５条　前条に定める助成金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）去勢・不妊手術については、オス１匹につき 5,000 円とし、メス１匹につき 10,000 円とする。

（２）マイクロチップ装着費用については、１匹につき 7,500 円とする。

２　助成の対象となる去勢・不妊手術及びマイクロチップの装着が前項に定める金額に満たない場合は、実際の費用から百の位以下を切り捨てた金額を助成金額とする。

（助成金の申請）

第６条　第３条に定める助成を希望する登録ボランティアは、猫の譲渡に係る費用助成金申請書（第１号様式）及び猫の譲渡に係る費用助成金請求書及び手術完了届兼支払金口座振替依頼書（第２号様式）に、該当する手術等の領収書を添えて

区長に申請しなければならない。

２　前項による申請は、手術等の完了後、猫の譲渡が始まるまでに申請するものとする。ただし、やむを得ない理由があって事前に区長に申し出た場合はこの限りでない。

（助成金の交付の決定及び通知）

第７条　区長は、前条の規定による助成金の申請があったときは、申請に係る書類の審査を行い、適当と認める場合は、別紙の条件を付して助成金の交付を決定し、申請を行った登録ボランティアに猫の譲渡に係る助成金交付通知書（第３号様式）を交付する。

（新たな飼い主の募集）

第８条　登録ボランティアは、第６条の助成金の申請をする際に、飼い主募集申請書（第４号様式）及び該当する猫の写真を添えて、書面により区長に申請しなければならない。ただし、写真については、電子メールで提出することができる。

２　保護した飼い主のいない猫又は譲渡対象とする猫が、既に去勢・不妊手術及びマイクロチップの装着が済んでいる場合は、前項に定める飼い主募集申請書及び該当する猫の写真のみを提出するものとする。

（実施期間）

第９条　この要綱に定める助成事業は、令和７年３月３１日で終了とする。

（雑則）

第 10 条　助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区助成金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第３号）に定めるところによる。

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、保健所長が定める。

付　則

１　この要綱は、区長決定のあった日から施行する。

２　この要綱は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

第１号様式（６条関係）

年　　月　　日

（宛先）板橋区長

猫の譲渡に係る費用助成金申請書

このとおり、猫の譲渡に係る費用について助成金の申請を行います。

１　申請者

申請者氏名（団体の場合は、団体名・代表者名）
申請者住所（団体の場合は、代表者住所） 東京都板橋区

２　猫の匹数

オス	匹	うち、マイクロチップ装着	匹
メス	匹	うち、マイクロチップ装着	匹
合計	匹		

３　提出書類

	確認欄
・本様式	□
・猫の譲渡に係る費用助成金請求書及び手術完了届兼支払金口座振替依頼書（第２号様式）	□
・飼い主募集申請書（第３号様式） ※猫の写真も含む（メールでの提出も可）	□
・動物病院の領収書の原本（去勢・不妊手術費、マイクロチップ装着の費用がわかるもの） ※申請者と領収書の名義が異なる場合は、委任状が必要です。	□

４　注意事項

・この助成金の申請は、対象の猫を譲渡する予定のものに限ります。

・この助成金を申請するには原則いたばしくワンニャンバンクへの登録が必要です。対象の猫の捕獲前に既に新たな飼い主が決まっている等の場合は、事前に生活衛生課にご連絡ください。

第２号様式（６条関係）

年　　月　　日

（宛先）板橋区長

猫の譲渡に係る費用助成金請求書及び
手術完了届兼支払金口座振替依頼書

このとおり、保護し、譲渡予定の猫の（去勢・不妊手術　マイクロチップの装着）が完了したので助成金の申請を行います。

１　申請者

申請者氏名（団体の場合は、団体名・代表者名）
申請者住所（団体の場合は、代表者住所） 東京都板橋区

２　手術した猫（手術＝去勢・不妊手術）（MC＝マイクロチップ）

雌雄	手術日	MC 番号	MC 装着日	MC 装着費
	年　月　日		年　月　日	￥

３　請求金額

￥

内訳

手術費	オス	匹	×	5,000 円	＝	円
	メス	匹	×	10,000 円	＝	円
MC 装着費		匹	×	7,500　円	＝	円

※費用が助成額より少額の場合は、
実費分（百の位以下切り捨て）となります。

４　振込口座情報

振込先金融機関		銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合　　支店							
振込口座	預金種別	普通　　当座							
	口座番号								右づめでお願いします
	フリガナ								
	口座名義								

※団体で申請する場合、申請者及び振込口座は代表者となります。

第３号様式（７条関係）

年　　月　　日

様

板橋区長
（公印省略）

猫の譲渡に係る助成金交付通知書

年　　月　　日付けで申請のあった猫の譲渡に係る費用助成金申請について、交付決定します。

１　去勢・不妊手術を行った猫の匹数

オス	匹
メス	匹

２　マイクロチップを装着した猫の匹数

匹

３　交付金額

円

【内訳】

去勢手術

円　×　　匹　＝　　円

マイクロチップ装着

円　×　　匹　＝　　円

不妊手術

円　×　　匹　＝　　円

４　ワンニャンバンク登録

ワンニャンバンク登録番号	マイクロチップ番号	毛色等特徴

５　交付予定日

令和　　年　　月　　日

第４号様式（８条関係）

年　　月　　日

（宛先）板橋区長

個人の場合	申請者氏名	

団体の場合	団体名	
	代表者氏名	

飼 い 主 募 集 申 請 書

下記のとおり、保護した猫について新たな飼い主を募集するので、ワンニャンバンクに登録を申請します。

記

１　猫の情報

年齢(生後)	年　　か月
性別	オス　・　メス
毛色	
MC 番号	
その他情報	

※複数匹登録する場合は、記載欄外にほかの猫の情報を記入してください。

２　登録者情報

申請者と同じ	□
その他	□（下に登録者の情報を記入）
・登録者氏名	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
・登録者住所	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
・登録者電話番号	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　注意事項

・譲渡予定の猫の去勢・不妊手術費の助成申請を行う場合は、この申請書によるワンニャンバンクへの登録が必要です。

・申請の際は、登録する猫の写真の提出が必要です。（電子メールでの提出可）

・メールアドレス：ki-seiei@city.itabashi.tokyo.jp

別紙

助成条件

1　実施状況報告

区長は、登録猫ボランティアの助成に係る活動の実施状況について、必要があると認めるときは、登録ボランティアに報告を求めることがある。

2　是正のための措置

区長は、１による実施状況報告の審査の結果、この要綱に定める助成条件に適合しないと認められるときは、当該助成事業等につき、登録ボランティアに対しこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

3　交付決定の取消し

区長は、登録ボランティアが次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

（２）助成金を他の用途に使用したとき

（３）助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

なお、（１）から（３）までの規定は、助成金について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4　助成金の返還

区長は、登録ボランティアが、交付の決定の全部又は一部が取り消された場合は、期限を定めて当該部分に係る助成金の返還を命じるものとする。

5　違約加算金

登録ボランティアは、３により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

6　延滞金

登録ボランティアは、４により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

7　事情変更による届出

登録ボランティアは、助成金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を知事に届け出て、その承認又は指示を受けるものとする。

８　他の助成金等の一時停止等

区長は、登録ボランティアが助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合においては、他に同種の事務又は、事業について交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

９　財産処分の制限

登録ボランティアは、助成事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物並びに助成事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまで、区長の承認を受けないでこの助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

10　財産処分による収入の納付

９の規定による区長の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は登録ボランティアに対し、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

11　財産の管理義務

登録ボランティアは、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならない。

12　助成の条件

助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額についての条件は、以下のとおりとする。

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

13　財産処分等による収入の納付

登録ボランティアから財産の処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、区長は、その納付額の全部又は一部を納付させることがある。